

塩谷町選管告示第4号

令和6年6月1日現在における地方自治法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和6(2024)年6月3日

塩谷町選挙管理委員会委員長 古澤 康仁

塩谷町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	178人
塩谷町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の6分の1の数	1,488人
塩谷町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,976人